

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 中井町における組織・体制の整備

##### 1 中井町の各課（局）等における業務

町の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

###### (1) 共通

- 部内の職員の動員、配備等に関すること。
- 各部、班及び部内の連絡調整に関すること。
- 所管の被害状況調査及び応急復旧に関すること
- 関連団体、事業所、関係機関との連絡調整等に関すること。
- 他部の応援に関すること。
- その他本部長の命ずる事項に関すること

###### (2) 企画課

- 鉄道、バス等公共機関の運行状況把握に関すること。
- 帰宅困難者対策に関すること。
- 庁内情報システム及びネットワークの運営に関すること。
- 国民保護対策関係予算、その他財務に関すること。

###### (3) 総務課・議会事務局

- 職員の動員、調整及び派遣に関すること。
- 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。
- 庁舎の自衛及び電気通信施設の保全等庁舎機能の確保に関すること。
- 町議員の対応に関すること。
- 町内の電気及び通信施設の状況把握に関すること。
- 車両の調達、配車及び燃料の確保に関すること。
- 職員の公務災害補償に関すること。
- 相談の窓口開設運営に関すること。
- 視察等のための来庁者接遇に関すること。
- 職員の厚生に関すること。
- 職員の安否確認に関すること。
- 職員等への飲料水、食料、健康管理等の支援に関すること。

###### (4) 地域防災課

- 各対策本部の設置運営に関すること
- 中井町国民保護協議会の運営に関すること。
- 関係機関（国、他の都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関、在日米軍等）との連携体制の整備に関すること。
- 自衛隊への要請に関する県との調整に関すること。
- 自主防災組織の支援に関すること。

## 第2編

- ・ 非常通信体制の整備（他課（局）に属さないもの）に関すること。
- ・ 情報収集、提供体制の整備（他課（局）に属さないもの）に関すること。
- ・ 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関すること。
- ・ 研修、訓練及び啓発に関すること。
- ・ 避難及び救援に関する体制の整備に関すること。
- ・ 避難施設の指定に関すること。
- ・ 生活関連等施設の把握に関すること。
- ・ 生活関連等施設（他課（局）に属さないもの）の安全確保に関すること。
- ・ 物資、資機材の備蓄及び調達体制の整備に関する他課（局）との連絡調整に関すること。
- ・ 物資、資機材（他課（局）に属さないもの）の備蓄に関すること。
- ・ 物資、資機材（L Pガス）の調達体制の整備に関すること。
- ・ 特殊標章等の交付及び全般的な管理に関すること。
- ・ 災害広報に関すること。
- ・ 写真等による記録に関すること。
- ・ 報道機関との連絡調整に関すること。

### (5) 税務町民課・会計課

- ・ 中井町民、外国人等の被災状況の調査に関すること。
- ・ 死亡者の安置、埋火葬及び埋火葬許可等に関すること。
- ・ 安否情報に関すること。
- ・ 土地家屋等の被害状況の調査・収集に関すること。
- ・ 罷災建築物の被害調査に関すること。
- ・ 町税の減免に関すること。
- ・ 義援金品の受付、配分及び保管に関すること。
- ・ 事態対処時における緊急支払に関すること。
- ・ 事態対処時の出納計画に関すること。
- ・ 罷災証明等に関すること。
- ・ 被災者台帳に関すること。

### (6) 福祉課

- ・ 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ 町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関すること。
- ・ こども園児の安全確認及び避難に関すること。
- ・ 応急保育、学童保育に関すること。
- ・ こども園児の応急教育及び給食に関すること。
- ・ 児童、母子等の支援対策に関すること。
- ・ 要配慮者の支援に関すること。
- ・ 福祉避難所の開設・運営に関すること。

## 第2編

### (7) 健康課

- ・ 高齢者福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ 医療施設の被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ 応急救護医療に関すること。
- ・ 日赤活動との連絡調整に関すること。
- ・ 医師会、医療機関、その他関係機関との連絡調整及び医薬品等の確保に関すること。
- ・ 保健衛生、防疫に関すること。
- ・ 被害が発生した地域の防疫に関すること。
- ・ 国・県からの医療チーム（災害時におけるDMA T）の受け入れ業務に関すること。

### (8) 上下水道課

- ・ 上下水道施設の保全、被害調査及び応急復旧に関すること
- ・ ライフライン施設（上水道・下水道）の機能の確保に関すること
- ・ 応急給水に関すること
- ・ 日本水道協会神奈川県支部等との連絡調整に関すること
- ・ 物資、資機材（災害用、漏水用資機材）の備蓄・調達体制の整備に関すること

### (9) 産業環境課

- ・ 商工会、農業協同組合等との連携体制に関すること
- ・ 農業関係の被害調査及び応急対策に関すること
- ・ 食品・物資調達に関すること
- ・ 町内滞在観光客等の被害状況の把握及び避難誘導等に関すること
- ・ 商工業関係の被害調査に関すること
- ・ 物品の緊急輸送に関すること
- ・ 病害虫、家畜伝染病防除に関すること
- ・ 農業用家畜の保護に関すること
- ・ ごみ処理施設の被害調査及び応急対策に関すること
- ・ し尿処理及び仮設トイレに関すること
- ・ 災害廃棄物処理に関すること
- ・ 公害監視及び処理に関すること
- ・ 有害物質等の安全確保体制に関すること
- ・ 家庭動物（ペット）の保護に関すること
- ・ ごみの収集、運搬に関すること

(10) まち整備課

- ・ 緊急輸送路の確保に関すること
- ・ 河川、治山、砂防対策に関すること
- ・ 道路、橋りょう等の被害調査及び応急復旧に関すること
- ・ 危険箇所等の確認巡視及び応急対策及び応急復旧に関すること
- ・ 公園の被害調査及び応急復旧に関すること
- ・ り災建築物の応急危険度判定活動に関すること
- ・ り災宅地の応急危険度判定活動に関すること
- ・ 国・県道の緊急連絡体制に関すること
- ・ 交通状況の把握及び交通規制に関すること
- ・ 応急仮設住宅等の建設に関すること
- ・ ヘリコプター離着陸場の開設等に関すること
- ・ 被害を受けた住宅再建支援に関すること
- ・ 被災住宅再建支援に関すること

(11) 教育課

- ・ 教職員の動員に関すること
- ・ 児童及び生徒の安全確認及び避難に関すること
- ・ 教育施設 等担当施設の被害調査及び応急対策に関すること
- ・ 学校その他教育機関との連絡調整に関すること
- ・ 災害時の応急教育に関すること
- ・ 児童及び生徒の応急給食に関すること
- ・ 文教対策計画に関すること
- ・ 指定 避難所の開設及び運営の協力に関すること
- ・ 学用品の給与に関すること

(12) 生涯学習課

- ・ 指定避難所の被害調査及び応急復旧に関すること
- ・ 避難所の開設及び運営に関すること
- ・ 町内に滞留する国民の指定避難所周辺における避難誘導に関すること
- ・ 指定避難所の応急物資の調整・配給及び炊き出しに関すること
- ・ 特殊標章等の文化財への表示、保護処置及び応急対策に関すること

(13) 消防団

- ・ 消防団員の動員及び派遣に関すること。
- ・ 消防施設の点検巡視及び被害状況の調査に関すること。
- ・ 消防施設の応急復旧に関すること。
- ・ 災害情報の収集伝達に関すること。
- ・ 火災による災害予防、警戒、防御に関すること。
- ・ 人命救助及び救護活動に関すること。
- ・ 危険物等の措置に関すること。
- ・ 行方不明者の捜索に関すること。
- ・ 国民への警報の発令・避難に関する情報伝達、広報に関すること

## 2 県の各局における業務

県の各局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

### (1) 政策局

- ・ 在日米軍との連絡調整に関すること。
- ・ 非常通信体制の整備（コンピュータ及びネットワークの運営に係るもの）に関すること。
- ・ 情報収集、提供体制の整備（コンピュータ等による情報通信手段の整備・運営に係るもの）に関すること。
- ・ 一般ボランティアに関すること。
- ・ 物資、資機材（生活必需物資）の調達体制の整備に関すること。

### (2) 総務局

- ・ 非常通信体制の整備（災害時優先電話の確保）に関すること。
- ・ 情報収集、提供体制の整備（固定電話等の情報通信手段の整備・運営に係るもの）に関すること。

### (3) くらし安全防災局

- ・ 県国民保護協議会に関すること。
- ・ 関係機関（国、他の都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関、在日米軍等）との連携体制の整備に関すること。
- ・ 自主防災組織の支援に関すること。
- ・ 非常通信体制の整備（他課（局）に属さないもの）に関すること。
- ・ 情報収集、提供体制の整備（他課（局）に属さないもの）に関すること。
- ・ 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関すること。
- ・ 研修、訓練及び啓発に関すること。
- ・ 避難及び救援に関する体制の整備に関すること。
- ・ 避難施設の指定に関すること。
- ・ 生活関連等施設の把握に関すること。
- ・ 生活関連等施設（他課（局）に属さないもの）の安全確保に関すること。
- ・ 物資、資機材の備蓄及び調達体制の整備に関する他課（局）との連絡調整に関すること。
- ・ 物資、資機材（他課（局）に属さないもの）の備蓄に関すること。
- ・ 物資、資機材（L Pガス）の調達体制の整備に関すること。
- ・ 特殊標章等の交付及び管理に関すること。

### (4) 国際文化観光局

情報収集、提供体制の整備（外国籍県民に係るもの）に関すること。

### (5) スポーツ局

生活関連施設等（スポーツ局が管理する施設）の安全確保に関すること。

- (6) 環境農政局
  - ・ 生活関連等施設（危険物質（農林水産省の所管に係る毒薬・劇薬）の取扱所）の安全確保に関すること
  - ・ 物資、資機材（応急食糧）の調達体制の整備に関すること。
- (7) 福祉子どもみらい局
  - ・ 福祉ボランティアとの連絡調整に関すること。
  - ・ 物資、資機材（医薬品等）の調達体制の整備に関すること。
  - ・ 赤十字標章等の交付及び管理に関すること。
- (8) 健康医療局
  - ・ 救援に関する医療関係団体等との調整に関すること。
  - ・ 物資、資機材（医薬品等）の調達体制の整備に関すること。
  - ・ 生活関連等施設（危険物質（厚生労働省の所管に係る毒物・劇物及び毒薬・劇薬）の取扱所）の安全確保に関すること。
  - ・ 物資、資機材（毛布）の備蓄に関すること。
- (9) 産業労働局
  - ・ 物資、資機材（生活必需物資）の調達体制の整備に関すること。
- (10) 県土整備局
  - ・ 所管の輸送施設（道路、港湾）の把握に関すること。
  - ・ 生活関連等施設（ダム）の安全確保に関すること。
  - ・ ライフライン施設（下水道）の機能の確保に関すること。
  - ・ 物資、資機材（建設資機材）の調達体制の整備に関すること。
- (11) 企業局
  - ・ 給水区域内のライフライン施設（上水道）の機能の確保に関すること。
  - ・ 物資、資機材（災害用、漏水用資機材）の備蓄に関すること。
  - ・ 物資、資機材（災害用、漏水用資機材）の調達体制の整備に関すること。
- (12) 教育委員会
  - ・ 学校における啓発に関すること。
- (13) 警察本部
  - ・ 警備体制の整備に関すること。
  - ・ 交通規制に関すること。
  - ・ 治安に関する情報の収集に関すること。
  - ・ 防犯その他各種犯罪抑止活動に関すること。
  - ・ 生活関連等施設の安全確保に関すること。
  - ・ 特殊標章等の交付及び管理に関すること。

### 3 中井町における体制の整備

#### (1) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃災害が発生し事態認定がされた場合、又はまさに発生しようとしている予測事態において認定されると予想される場合に、初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を速やかに確保し、また、中井町対策本部の本部長（以下「中井町対策本部長」という。）である町長、国民保護本部事務局の長である副町長及び課長との連絡体制を確立できるよう次の体制をとる。

##### ア 当直体制

災害の発生、事態認定（予測事態を含む。）後、必要最低限の職員をもって、平日の夜間及び休日の昼夜間に当直体制をとる。

##### イ 幹部職員等の即時参集体制

課長級以上の幹部職員は、常時連絡が取れるように通信手段を確保するとともに、自宅待機を基本とするも、状況により職場での待機とし、緊急参集できる体制をとる。

#### (2) 中井町の体制及び職員の参集及び服務の基準

ア 町における各体制への移行については、町長の指示による。

イ 万が一、町長からの判断を受けられない場合は副町長が、町長、副町長からの判断が受けられない場合は教育長が、代行し指示を行う。

ウ 町は、事態の状況に応じて適切な措置を実施するため、配備体制を定めるとともに、参集基準を定める。

この際、中井町対策本部長の行う状況判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

## 第2編

### エ 区分に応ずる体制、配置基準、配備内容（基準）

区分	体制	配備基準	配備内容（基準）
事態認定前	非常配備体制	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は県からの通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	地域防災課は必要な職員をもって、情報収集活動を行う体制 各課等は、最低1名以上の待機体制とし、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員させ、かつ必要な業務が行える体制
	中井町緊急対処事態 対策本部体制	国民保護対策本部設置に準じた町役場全体による対応を行う必要があるとき	原則として、職員全員を動員し、必要な業務が実施できる体制
事態認定後	非常配備体制	情報収集等の対応を行う必要があるとき	地域防災課は、全職員をもって情報収集活動及び必要な業務（協力要請・調整等）が行える体制 各課等は、最低2名以上の待機体制とし、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員させ、かつ必要な業務が行える体制
	中井町緊急対処事態 対策本部体制	中井町国民保護対策本部設置に準じた町役場全体による対応を行う必要があるとき	原則として、職員全員を動員し、国民保護措置に関する業務を優先して実施する体制
本部設置	中井町 国民保護対策本部体制	中井町国民保護対策本部設置の通知を受けたとき	原則として、職員全員を動員し、国民保護措置を優先して実施する体制

#### (3) 参集職員の所掌事務

参集した職員の行うべき所掌事務は、参集できる職員の勢力によるため、第1項、「中井町における組織・体制の整備、第1「中井町の各課（局）等における業務」を基準とするも、当時の状況により変更を行う。

## 第2編

### (4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び地域防災課職員は、電話・メールによる連絡手段を確保する。

### (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び地域防災課職員は、交通の途絶、職員の被災等により、参集が困難な場合を想定し、職員の中から次級者職員を指定する。また、全職員は、事態の状況に応じた登庁手段をあらかじめ、準備する。

## 4 消防機関の体制

### (1) 小田原市消防本部における体制

小田原市消防本部における体制は、小田原市消防本部消防長の指揮統制による他、態勢について連携情報共有を図る。

### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を推進し、国民保護措置の研修及び訓練に参加させるよう配慮する。

併せて、消防署における参集基準等を参考に、火災発生の場合に準じて消防団員が参集する体制を整備する。

## 5 国民の権利利益の救済に係る手続等

### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、担当課を定める。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所で保管する等の処置を行う。

この際、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

町は、国民保護措置の実施にあたり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関し、県や県西地域自治体を含め関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、中井町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

#### (3) 関係機関の連絡先の把握

町は、緊急時に連絡すべき県や関係機関の連絡先及び担当部署（担当部署名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (4) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (5) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 国・県の機関との連携

#### (1) 指定行政機関等との連携

町は、国民保護措置の実施の要請等を円滑に行えるよう、国の指定行政機関等と必要な連携を図る。

#### (2) 防衛省・自衛隊との連携

町は、知事を通じた自衛隊への派遣要請や、国民保護措置が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

#### (3) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

## 第2編

### (4) 中井町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と中井町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

### (5) 県警察松田警察署との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### (6) 指定地方行政機関との連携

町は、国民保護措置を円滑に実施できるよう、指定地方行政機関との連携を図る。

## 3 近接市町等との連携

### (1) 近接市町との連携

町は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

### (2) 消防機関との連携

町は、小田原市消防本部に組織される足柄消防署中井出張所を中心に、消防機関の活動が円滑に行われるよう連携を図る。また、消防機関のN B C (Nuclear (核)、Biological (生物)、Chemical (化学) の総称) 対応可能部隊数やN B C 対応資機材の保有状況を把握する。

## 4 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携

### (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

町は、指定公共機関、指定地方公共機関との緊密な連携を図る。

### (2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害医療拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

### (3) 関係公共機関との協定の締結等

ア 町は、関係公共機関から必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

イ 町は、武力攻撃災害時における顧客、従業員に対する安全確保、国民保護措置への協力、資機材や食料等の備蓄などを企業に要請する。

ウ 町は、市街地における円滑な避難に資するため、警報の伝達、施設利用者の安全確保等について、不特定多数の者が利用する施設から協力が得られるよう、県と協力し、連携体制の確保に努める。

## 第2編

### 5 自主防災組織等に対する支援

#### (1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

#### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 第3 通信の確保

### 1 中井町における通信体制の整備等

町は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるように、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、防災行政通信網等の整備等を的確に行い、関係機関との情報受伝達手段の確保を図る。また、通信網等の整備に当たっては、武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（地上有線系、移動無線系、衛星系による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を併せて図る。

### 2 実践的な通信訓練の実施

町は、武力攻撃災害により、通信が輻輳若しくは途絶し、又は庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定するなど、関係機関との実践的な通信訓練の実施に努める。

### 3 非常時の通信体制の確保

- (1) 町は、非常時の通信体制を確保するために、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話の効果的な活用を図る。
- (2) 町は、関東地方非常通信協議会の構成員が所有する通信施設を利用する場合、県と連携を図る。
- (3) 町は、防災行政通信網の途絶等の対策に十分留意する。

## 第4 情報収集、提供等の体制整備

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集、提供のための体制の整備

## 第2編

町は、武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を収集又は整理し、関係機関及び中井町の国民に対しこれらの情報を適時かつ適切に提供するための体制を整備する。また、中井町は、高齢者、障がい者、外国人等情報の伝達に際し援護を要する者及び通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、中井町ホームページ、SNS等を活用しつつ、体制の整備を図るよう努める。

### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

中井町は、情報収集、提供等体制の整備に当たり、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

### (3) 関係機関における情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ（保護）に留意しながらデータベース（コンピュータでの情報集積）化等に努める。

## 2 警報の通知に必要な準備

### (1) 警報の通知先となる関係機関

町は、国又は県の対策本部長が発令した警報が通知されたときに、町に所在する国民への伝達要領及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先、連絡方法等を事前に準備し、適時、情報の更新を行う。

### (2) 公共施設・商業施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、警報が通知されたときに、学校、病院、商業施設その他の多数の者が利用する施設の管理者の連絡先、連絡方法等を事前に準備し、適時、情報の更新を行う。

### (3) 高齢者、障がい者、外国人等に対する警報の伝達のための準備

高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。また、民生委員や社会福祉協議会等と協力体制を確立し、連絡先、連絡方法等をあらかじめ事前に準備し、適時、情報の更新を行う。

### (4) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備及び改善を図る。

### (5) 国民保護に係るサイレンの国民への周知

町は、国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月）については、訓練等の様々な機会を活用し、國民に十分な周知を図る。

### (6) 消防・県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、國民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、消防・県警察との協力体制を構築する。

## 第2編

### (7) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地区における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や国民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

## 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

### (1) 安否情報収集のための体制整備

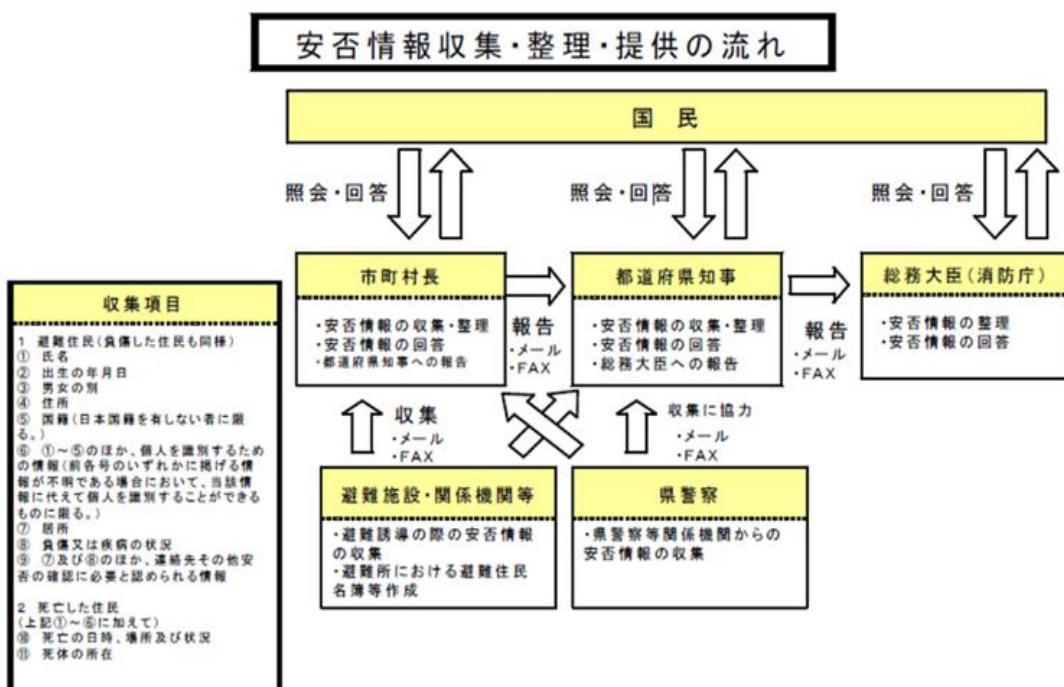
町は、県と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集、提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理、報告及び提供が円滑に行われるよう、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

### (2) 安否情報収集のための準備

町は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある、町内の医療機関、学校等の所在、連絡先等について、あらかじめ把握する。また、中井町対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の収集について避難施設等の管理者等に協力を要請する。

### (3) 安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続き

「武力攻撃事態等におけるその他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の紹介及び回答は、以下の区分及び様式で実施する。



(出典 県国民保護計画)

## 第2編

### ア 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）【様式第1号】

#### 様式第1号

#### 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（年月日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む。）	〒 _____ _____
⑥ 国籍	日本・外国（国）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷の（疾病）の該当	負傷・非該当
⑨ 負傷又は疾病的状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない。
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない。
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答同意する又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する・同意しない。
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答を利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することができます。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③ 出生年月日」欄は元号表記（令和等）により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

## 第2編

### イ 安否情報収集様式（死亡住民）【様式第2号】

様式第2号			
安否情報収集様式（死亡住民）			
記入日時（年月日時分）			
① 氏名			
② フリガナ			
③ 出生の年月日	年 月 日		
④ 男女の別	男 女		
⑤ 住所（郵便番号含む。）	〒_____ _____		
⑥ 国籍	日本・外国（国）		
⑦ その他個人を識別するための情報			
	年 月 日 時		
⑧ 死亡の日時、場所及び状況 (場所・状況は、わかる範囲で構いません。)	場 所 確認した方 状 況		
⑨ 遺体が安置されている場所			
⑩ 連絡先その他必要情報			
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者から の照会に対する回答及び公表することについ て、同意するかどうか ○ で囲んで下さい。	同意する。 • 同意しない。  ※ 本人が死亡し、配偶者又は直近の直系親族 の方が不在の場合は記入しないで下さい。		
※ 備考			
(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人について は、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があ れば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情 報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等） や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の 収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。			
(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人 とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。			
(注3) 「③ 出生の年月日」欄は元号表記（令和等）により記入すること。			
(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。			
⑪ 同意回答者名（署 名）		連絡先	— —
⑪ 同意回答者銃所		続柄	
(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とし、同意確認ができない場合は内縁関 係を証明できる方を含みます。			

## 第2編

### ウ 安否情報報告書【様式第3号】

様式第3号

#### 安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分)

市町村名：神奈川県中井町 担当者名

① 氏名	② フリガナ	③ 出生の 年月日	④ 男女 の別	⑤ 住 所	⑥ 国籍	⑦ その他個人を識別 するための情報	⑧ 負傷 (疾病)	⑨ 負傷又は疾病 の状況	⑩ 現在の居所	⑪ 連絡先その他 必要情報	⑫ 親族・同居者 への回答の希望	⑬ 知人への 回答の希望	⑭ 親族・同居者・知人 以外の者への回答 又は公表の同意	備 考
例)中井 太郎	ナカイ タロウ	S00.00.00	男	中井町○○○ 1234	—	免許証 123456789098	負傷	上腕部骨折	○○避難所	090-0000-0000	有	無	有	事前確認希望

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

## 第2編

### エ 安否情報照会書【様式第4号】

		年　月　日																									
中井町長　　殿																											
申　請　者																											
<u>住所(居所) 〒</u>																											
<u>氏名</u> (署名)																											
<p>下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。</p>																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)</td> <td colspan="2">① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備　考</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="vertical-align: top; width: 10%;">被照会者を特定するためには必要な事項</td> <td>氏　名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出生の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>男女の別</td> <td>男　・　女</td> </tr> <tr> <td>住　所</td> <td>〒</td> </tr> <tr> <td>国　籍 (日本国籍を有しないものに限る。)</td> <td>日本　・　外国 ( )</td> </tr> <tr> <td>その他個人を識別するための情報</td> <td><input type="checkbox"/> 免許証 ( ) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード ( ) <input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td>※ 申請者の確認</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 備　考</td> <td></td> </tr> </table>			照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )		備　考			被照会者を特定するためには必要な事項	氏　名		フリガナ		出生の年月日		男女の別	男　・　女	住　所	〒	国　籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日本　・　外国 ( )	その他個人を識別するための情報	<input type="checkbox"/> 免許証 ( ) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード ( ) <input type="checkbox"/> その他	※ 申請者の確認		※ 備　考	
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )																										
備　考																											
被照会者を特定するためには必要な事項	氏　名																										
	フリガナ																										
	出生の年月日																										
	男女の別	男　・　女																									
	住　所	〒																									
	国　籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日本　・　外国 ( )																									
	その他個人を識別するための情報	<input type="checkbox"/> 免許証 ( ) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード ( ) <input type="checkbox"/> その他																									
	※ 申請者の確認																										
※ 備　考																											
<p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。</p> <p>2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。</p> <p>3 「出生の年月日」欄は元号表記(令和等)により記入願います。</p> <p>4 ※印の欄には記入しないで下さい。</p>																											

## 第2編

### オ 安否情報回答書【様式第5号】

年　月　日		
殿		
中井町長 (公印省略)		
年　月　日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
被照会者	避難住民に該当するか否かの別	
	武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	
	氏　名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	男　・　女
	住　所	〒
	国　籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日本　・　外国(　　)
	その他個人を識別するための情報	<input type="checkbox"/> 免許証(　　) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(　　) <input type="checkbox"/> その他
	現在の居所	
負傷又は疾病の現状		
連絡先その他必要情報		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の現状」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

#### 4 被災情報の収集、整理及び提供に必要な準備

##### (1) 被災情報収集のための体制整備

町は、被災情報を収集又は整理し、知事への報告、関係機関・国民への提供等を適時かつ適切に実施するため、必要な体制の整備を図る。

##### (2) 被災情報提供のための準備

町は、県に対し、被災情報の報告を、火災・災害等即報要領に基づき行う。また、指定地方公共機関に情報共有を行う。

##### (3) 町は、県と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集、提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理、報告及び提供が円滑に行われるよう、あらかじめ回答責任者を定めるなど、必要な体制の整備を図る。

##### (4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、地元自治会、医療機関、学校、大規模事業所等、安否情報の収集にあたって協力を求める可能性のある関係機関について、日頃から自然災害に係る防災訓練等を通じて連携を深めるなど、必要な準備をする。

## 第2編

### 第5 国民の権利利益の救済に係る体制整備

#### 1 国民の権利利益の救済に係る体制整備

町は、国民からの問い合わせに対応するため、国や県が開設する総合的な窓口を活用するとともに、国民の権利利益の救済の手続について迅速な対応ができるよう、体制の整備に努めるものとする。

#### 2 国民の権利利益の救済に関する文書の保存

町に所在する国民に関し、その国民の権利利益の救済の手続に関する文書の保存については、県と連携し、県及び町の行政文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存される。

## 第6 研修及び訓練

#### 1 研 修

町は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、職員に対する研修を実施するとともに、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置についての研修を行う。また、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材を積極的に活用し、実践的な研修を実施する。

#### 2 訓 練

##### (1) 中井町における訓練の実施

町は、隣接市町、県、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

##### (2) 訓練の形態

- ・ 図上訓練、中井町対策本部の運営訓練
- ・ 情報受伝達訓練
- ・ 避難訓練
- ・ 力攻撃災害への対応訓練

##### (3) 訓練に当たっての留意事項

ア 町は、N B C攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、状況により地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、住宅地を含む様々な場所や想定で行う。

イ 町は、訓練の実施に当たり、消防機関、県警察、自衛隊等との連携を図り、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。また、訓練後に評価を行い、課題等を明らかにするよう努める。

## 第2編

- ウ 町は、図上訓練等により、中井町国民保護計画の検証を行う。
- エ 町は、国民保護措置と防災の措置との間で相互に応用が可能な項目について、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- オ 町は、国民保護措置についての訓練の実施においては、国民の避難誘導や救援等に当たり、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- カ 町は、県警松田警察署と連携し、必要に応じて区域又は道路の区間を指定し、歩行者又は車両の通行を制限し、交通規制を実施することにより、安全を確保するとともに、効果的な訓練のため状況を作為する。
- キ 町長は、避難に関する訓練を行う場合は、必要に応じ自治会、自主防災組織、各企業に対し訓練への参加について協力を要請する。また、訓練の開催時期、場所等は、国民の参加が容易となるよう配慮する。

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### (2) 隣接する市町村との連携の確保

町は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、中井町地域防災計画等を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部署を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

### 2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。また、町は、武力攻撃事態等において、避難実施要領の内容を国民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達することができるよう、あらかじめ伝達方法等を定める。

## 第2編

### 3 避難及び救援に関する資料の準備

町は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、また、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、準備するとともに、次に掲げる区分で必要な資料を準備し、隨時、更新を行う。

- ・ 住宅の地図及び自衛隊、警察、消防が使用している地図
- ・ 人口分布
- ・ 世帯数
- ・ 道路網のリスト
- ・ 輸送力のリスト
- ・ 避難施設のリスト（データベース化）
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・ 収容施設候補地のリスト
- ・ 関係医療機関のデータベース（コンピュータでの情報集積）
- ・ 広域応援活動拠点のリスト
- ・ 墓地、火葬場等のリスト
- ・ 生活関連等施設のリスト
- ・ 関係機関の連絡先（国、県、消防・警察・自衛隊、民間業者等）
- ・ 自治会、自主防災組織の連絡所及び連絡先
- ・ 避難にあたり、支援が必要な方のリスト

### 4 避難及び救援に関する調整

#### (1) 近隣市町村との調整

町は、広域的避難における主要な避難経路及び中井町の区域を越える避難住民の対応について、近隣地市町とあらかじめ調整を行う。なお、県外への避難住民輸送に関しては、県及び県警察と連携する。

#### (2) 医療関係団体等との調整

町は、各種事態発生に伴い、救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法を医療関係団体等と調整する。この場合において、国や県の医療関係団体等の協力を得て、N B C 攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療機関等の把握に努める。

#### (3) 電気通信事業者との調整

町は、避難住民のための電話その他の通信設備の臨時の設置について、指定公共機関である電気通信事業者と調整を行う。

#### (4) 企業関連施設との調整

町は、多数の従業員を雇用する企業の関連施設が存在することから、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるように必要な対策をとる。

## 第2編

### 5 運送の確保に関する体制の整備

#### (1) 輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

中井町は、県と連携し、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、運送事業に係る指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や、運送事業者、関東運輸局等の協力を得て、運送事業者の輸送力及び道路、鉄道、港湾等の輸送施設に関する情報について把握する。

#### (2) 運送経路の把握等

町は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、防災のための緊急輸送道路を参考にし、県、道路管理者等と連携し、適切な運送経路の把握に努める。

#### (3) 運送事業者等との調整

町は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県と連携し、運送事業に係る指定公共機関及び指定地方公共機関等と運送の実施体制について調整する。

### 6 避難施設の指定への協力

町は、県が避難施設を指定するに際し、必要な情報を提供するなどの協力を行う。また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

## 第3章 生活関連等施設の把握等

### 1 生活関連等施設の把握

町は、区域内に所在する生活関連等施設について、県と連携し状況を把握するとともに、連絡体制を整備する。また、町は「生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成27年4月）」を、管理の基準とする。

### 2 中井町が管理する公共施設における警戒

中井町は、特に情勢が緊迫すると予想される場合や、現に発生している場合等において、可能な範囲で、その管理に係る公共施設等について、警戒等の措置を実施する。

この際、県警察、自衛隊等との連携を図る。

### 3 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

町は、知事と連携し、生活関連等施設について把握するとともに、管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知する。

## 第4章 生活基盤の確保に関する平素からの備え

町は、その管理する上下水道を含むライフライン施設が生活に欠かすこと ができないため、自然災害に対する既存の予防措置を活用し、可能な限り機 能喪失の防止処置及び代替性の確保に努める。

## 第5章 物資及び資機材の備蓄

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援を実施する際に必要な物資や資機材は、防災のために備えた物資や資機材と共に多くのものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるものとする。また、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資機材については、中長期的に備蓄し、計画的な調達要求を行うものとする。

併せて、国民保護措置の実施に必要なその管理に属する施設及び設備については、防災・国民保護訓練等の場を活用し整備し、点検する。

#### (2) 県との連携

町は、国民保護措置の実施のため、特に必要となる物資及び資機材の備蓄・調達体制の整備について、国全体としての対応を踏まえながら、県との密接な連携の下で対応する。

### 2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材の備蓄

#### (1) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服、放射線測定装置等の資機材や、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等の備蓄・調達体制の整備については、国が備蓄・調達体制の整備等を行うとされていることから、町は、国及び県の状況を踏まえ対応する。

#### (2) 県、近隣市町村村その他関係機関との連携

町は、県、近隣市町村村その他関係機関と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材の相互に、供用や提供体制を整備する。

## 第6章 国民保護に関する啓発等

### 1 国民保護に関する啓発

#### (1) 啓発の内容

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、町の国民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、町は、対象とする事態の特徴、武力攻撃から町の国民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性、措置における留意事項等について、啓発を行う。

#### (2) 啓発の方法

町は、県と連携して、町内の国民に対し、広報誌紙、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、各種研修会、講演会等の機会をとらえて啓発を行う。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

#### (3) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、町内の国民への啓発を行う。

#### (4) 学校における教育

中井町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して町内の国民への周知を図る。また、弾道ミサイル落下時を含む武力攻撃事態等において住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）及び県が作成する各種資料を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時を含め住民がとるべき行動について平素から周知するよう努める。